

公 示 (参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下、「細則」という。）に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、応募資格を満たす者の有無を確認する公示を行います。

2023年3月15日

独立行政法人国際協力機構
東北センター 契約担当役 所長

調達管理番号	23c00065000000
調達件名	2023年度青年研修「タイ/障害者支援」に係る研修委託契約
業務内容	別紙1「業務仕様書」による
契約履行期間	2023年9月中旬から2024年1月中旬まで（予定）
選定方法	参加意思確認公募（詳細は別紙1「業務仕様書」による）
特定者	公益社団法人 青年海外協力協会
応募資格	公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。 その他、細則参加資格及び業務仕様書に記載の応募要件に該当すること
参加意思確認書提出期限	2023年3月29日（水）17:00まで
契約担当部署	東北センター 総務課 電話番号：022-223-5775 メールアドレス： thictad@jica.go.jp
その他	その他詳細は別紙1「業務仕様書」による
独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則参加資格	応募をもって、以下のいずれにも該当しないことに誓約したものとみなします。 (1) 当該契約を締結する能力を有しない者 (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者 (4) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平

	成 20 年規程(調)第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
情報の公表について	<p>本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。</p> <p>機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。</p> <p>「公共調達に適正化に係る契約情報の公表について」</p> <p>https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</p>

以 上

2023年度青年研修 タイ「障害者支援」に係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東北センター（以下、「JICA 東北」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

青年研修事業は、開発途上国の将来を担う青年層（20歳～35歳程度）を日本に招き、それぞれの国における開発課題（行政、教育、農業、社会福祉、経済、保健医療、環境及び情報通信など多岐にわたる専門分野）について日本の経験、技術の基礎的理解を付与する研修を行い、将来の国づくりを担う人材の育成に協力する事業です。

研修の実施においては、JICAが先方政府との調整等全体管理を行いますが、日本国内における実際の研修プログラムの実施・運営は、上記の専門分野において専門的な機関とのネットワークや地域の特色を活かして研修成果を着実に得ることができる団体が、JICAとの業務委託契約を締結することにより、実施しています。研修プログラムは、各地域の特性、専門性を活かした講義や視察、実習のほか、同じ専門分野に携わる同世代の日本人関係者との意見交換会などから構成されます。委託契約による研修プログラムの期間は標準14日間程度です。

ただし、本研修においては、来日研修前の事前学習として、遠隔にてオンデマンド講義映像の事前視聴をプログラムに組み込むことを想定しています。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた障害者支援分野の開発の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、障害者支援に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、公益社団法人 青年海外協力協会（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、過去連続して開発途上国を対象とした障害者支援分野に関するJICA東北所管の研修事業受注実績があり、研修事業を通じた人材育成の知見が集約されています。障害者支援分野に関して、地域の自治体、研究機関、民間を含む地域人材ネットワークを有する機関であり、多様な講師を招聘し本研修業務を適切に実施することができ、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2023 年度青年研修 タイ「障害者支援」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙 2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間：
遠隔研修期間：2023 年 10 月 20 日から 11 月 17 日まで（予定）
本邦研修期間：2023 年 11 月 26 日から 12 月 9 日まで（予定）
- (4) 契約履行期間：
2023 年 9 月中旬から 2024 年 1 月中旬まで（予定）
※契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2 応募資格

基本的要件：

- 1) 公示日において、令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。
なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。
ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
- （中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
 - イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
 - ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
 - エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2023年3月15日(水)から 2023年3月29日(水)まで
	提出場所	JICA 東北 総務課
	提出書類	参加意思確認書、応募要件に該当する全省庁 統一資格を有していない者は、参加意思確認 書に記載の提出資料一式（写し可）
	提出方法	電子メール又は郵送 ※いずれも提出期限内に受領したものに限る
(2) 審査結果 の通知	通知日	2023年4月7日（金）
	通知方法	電子メール
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 東北 総務課
	請求方法	電子メール又は郵送 ※いずれも請求期限内に受領したものに限る
	請求締切日	2023年4月12日（水）17:00 まで
	回答予定日	2023年4月17日（月）
	回答方法	電子メール又は郵送

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記3（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争

若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。

- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2023 年度青年研修 タイ「障害者支援」
研修委託契約 業務概要

1. 研修コース概要

- (1) 研修コース名：2023 年度青年研修 タイ「障害者支援」
- (2) 技術研修期間：
- (3) 遠隔研修期間：2023 年 10 月 20 日から 11 月 17 日まで（予定）
本邦研修期間：2023 年 11 月 26 日から 12 月 9 日まで（予定）
- (4) 研修員（予定）
 - 1) 定員：13 名
 - 2) 研修対象国：タイ(13)
 - 3) 研修対象者：
観光振興分野に従事する行政官、団体職員、民間企業代表者
- (5) 研修使用言語：
タイ語
- (6) 研修の背景・目的

タイは中進国入りしたものの、持続的な発展のためには、持続可能な開発目標（SDGs）に沿って、社会の成熟化に伴う社会的弱者支援、格差是正といった課題への取組が不可欠である。また、インドシナ半島の中心に位置し、南シナ海とインド洋の両海に面するタイは、地政学的に重要な位置を占め、ASEAN 共同体において中核的役割を担うとともに自由で開かれたインド太平洋におけるメコン地域の発展の鍵となっている。日本は、格差是正などの域内共通課題への取組にタイと協力して積極的に取り組んでいくことが必要である。

アジア太平洋地域には、およそ 4 億人の障害者（10 人に 1 人）がいるといわれている。その多くは教育や就労など社会参加の機会も乏しく、必要なサービスを受けられない状況にあるとされている。タイにおいては、特別なニーズを持つ人々が施設の外で生活しながら、地域社会の一員として活躍している実績は数多くは確認されていない。その傾向は特に自閉症、知的障害、精神障害などのある女性や女兒において顕著であり、彼女らやその家族は社会参加に大きな障壁を感じている。加えて、新型コロナウイルスの感染拡大により、その傾向は強化されている。人間の安全保障の観点から、障害者をはじめとする社会的弱者のエンパワメントを促進する支援が求められている。

(7) 案件目標

対象国の障害者支援分野において、将来のリーダーとして当該分野における

実施体制の課題解決を担う青年層の知識と意識の向上

(8) 単元目標 (アウトプット)

- 1 日本の障害者支援分野の経験や社会的背景を理解する
- 2 行政や関連福祉施設、障害者の雇用を推進する企業等での具体的な取り組みを知る
- 3 関係者との意見交換を通じて相互に学び合い、課題解決に向けた意識が高まる

2. 研修内容

(1) 研修項目

障害者支援分野に係る取り組み

(2) 研修方法

- ア. 講義
- イ. 演習・実験／実習
- ウ. 見学・研修旅行
- エ. レポートの作成・発表

(3) 当機構が実施するプログラム

ア. 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

イ. ジェネラル・オリエンテーション

技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済、歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。

3. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間 (予定)

2023年9月中旬から2024年1月中旬まで (予定)

(上記期間には、事前準備・事後整理期間を含みます)

(2) 業務の概要

参加する研修員に対し、研修目標達成のために観光振興分野に関する日本の知見・技術・事例を紹介し、案件目標達成に資する指導・案件管理を行う。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認

- 7) 講義室・会場等の手配
 - 8) 使用資機材の手配
 - 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
 - 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
 - 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
 - 12) 講師・見学先への手配結果の報告
 - 13) 研修監理員との連絡調整
 - 14) プログラム・オリエンテーションの実施
 - 15) 研修員の技術レベルの把握
 - 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
 - 17) 研修員からの技術的質問への回答
 - 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
 - 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
 - 20) 閉講式実施補佐
 - 21) 研修監理員からの報告聴取
 - 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
 - 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
 - 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却
 - 25) （遠隔研修の場合）遠隔実施おける必要な前項各種手配・対応
- (4) 研修受託上の工夫
- 効果的な研修実施を目的として遠隔研修および本邦研修のハイブリットを想定した実施も検討し、JICA-VAN（LMS）を活用した事前・事後活動の検討・実施や、帰国後活動支援に資する取組についての工夫が求められる。

4. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたってタイ語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（原則1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のものであるので、詳細については変更となる可能性があります。

- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上